



新潟県報

発行 新潟県
号外 1
 平成27年10月4日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主要目次

告示

- 1277 道路の区域変更（道路管理課）
- 1278 道路の供用開始（道路管理課）
- 1279 道路の区域変更（道路管理課）
- 1280 道路の供用開始（道路管理課）

告示

◎新潟県告示第1277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年10月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
村上市福田字前川原2337番から 同市福田字十日市344番1まで	新	(A) 8.5～37.0メートル	598.4メートル
村上市海老江字義平松2073番から 同市福田字十日市344番1まで		(C) 13.0～53.8メートル	1,517.0メートル
村上市海老江字義平松2073番から 同市福田字十日市344番1まで	旧	(A) 7.0～38.0メートル	1,596.4メートル
		(B) 7.0～37.0メートル	1,988.9メートル
村上市海老江字義平松2073番から 同市海老江字義平松2085番まで		(C) 18.6～42.0メートル	158.0メートル

--	--	--

備考1 上記(A)、(B)、及び(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用
一部区間県道新潟新発田村上線と重用

◎新潟県告示第1278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年10月4日
 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 345号
- 2 供用開始の区間
村上市海老江字義平松2073番から同市福田字十日市344番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年10月4日

◎新潟県告示第1279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年10月4日
 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟新発田村上線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市荒川縁新田字儀平松1099番から 同市福田字十日市475番1まで	新	13.0～53.8メートル	1,956.9メートル
村上市荒川縁新田字儀平松1099番から 同市福田字十日市475番1まで	旧	(A) 7.0～37.0メートル	1,396.7メートル
		(B) 7.0～37.0メートル	1,406.5メートル
村上市荒川縁新田字儀平松1099番から 同市海老江字義平松2085番まで		(C) 12.0～45.0メートル	557.7メートル

備考1 上記(A)、(B)、及び(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用
一部区間一般国道345号と重用

◎新潟県告示第1280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

平成27年10月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 新潟新発田村上線
- 2 供用開始の区間
村上市荒川緑新田字儀平松1099番から同市福田字十日市475番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年10月4日